

衆議院 第四百一十回国会 予算委員会 議録 第七号

平成九年十一月二十八日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 松永 光君

理事 伊藤 公介君

理事 西田 司君

理事 山本 有二郎君

理事 藤井 裕久君

理事 木島日出夫君

相沢 英之君

江藤 隆美君

小澤 潔君

大石 秀政君

河村 建夫君

阪上 善秀君

下村 博文君

中川 昭一君

根本 匠君

葉梨 信行君

渡辺 具能君

池坊 保子君

河上 覃雄君

佐藤 茂樹君

中村 鋭一君

西田 猛君

西村 眞悟君

松浪健四郎君

北村 哲男君

山花 貞夫君

矢島 恒夫君

保坂 展人君

堀込 征雄君

理事 石川 要三君

理事 深谷 隆司君

理事 田中 慶秋君

理事 五高 正規君

白井日出男君

遠藤 利明君

越智 通雄君

大原 一三君

栗原 博久君

桜井 新君

杉浦 正健君

中山 正暉君

野中 広務君

村山 達雄君

綿貫 民輔君

鍵田 節哉君

北側 一雄君

中井 洽君

西川 知雄君

西野 陽君

平田 米男君

海江田万里君

藤田 幸久君

春名 眞章君

上原 康助君

岩國 哲人君

委員の異動
十一月二十八日
越智 通雄君
関谷 勝嗣君
武部 勤君
中川 昭一君
北側 一雄君
山本 孝史君
小林 守君
志位 和夫君
不破 哲三君
北沢 清功君
岩國 哲人君

同日
阪上 善秀君
下村 博文君
杉浦 正健君
渡辺 具能君
鍵田 節哉君
河上 覃雄君
北村 哲男君
春名 眞章君
矢島 恒夫君
保坂 展人君
堀込 征雄君

同日
大石 秀政君

同日
補欠選任
中川 昭一君
越智 通雄君
大石 秀政君
関谷 勝嗣君
山本 孝史君
北側 一雄君
小林 守君
不破 哲三君
志位 和夫君
北沢 清功君
岩國 哲人君

同日
補欠選任
武部 勤君

予算委員会調査
室長 大西 勉君

予算の実施状況に関する件(泉井石油商会問題)

○松永委員長 これより会議を開きます。

予算の実施状況に関する件の調査に關し、泉井石油商会問題について、泉井純一君より証言を求めるといいたします。

この際、証言を求め前に証人に一言申し上げておきます。

昭和二十二年法律第二百二十五号、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によつて、証人に証言を求めるときは、その前に宣誓をさせなければならぬことになっております。

宣誓または証言を拒むことのできるのは、まず、証人、証人の配偶者、三親等内の血族もしくは二親等内の姻族または証人とこれらの親族關係があつた者及び証人の後見人、後見監督人または保佐人並びに証人を後見人、後見監督人または保佐人とする者が、刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのあるときであります。また、医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職にある者またはこれらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについても、本人が承諾した場合を除き、宣誓または証言を拒むことのできるようになっております。

証人が宣誓または証言を拒むときは、その事由を示さなければならぬことになっております。証人が正当の理由がなく宣誓または証言を拒んだときは一年以下の禁錮または十万円以下の罰金に処せられ、また、宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは三月以上十年以下の懲役に処せられることになっております。

以上のことをご承知おきください。次に、証人が補佐人に助言を求めることが許される場合について申し上げます。

すなわち、証人は、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に關し、補佐人に助言を求めることができるとなつております。

助言は、その都度証人が委員長にその旨を申し立て、その許可が得られた後に認められるものであります。

なお、補佐人は、みづから発言すること及びみづから証人に助言することはできないことになっております。

次に、今回の証人喚問に関する理事会の申し合

その第一は、資料についてであります。証人は、証言を行うに際し、資料を用いることは差し支えありませんが、委員長の許可が必要であります。また、これらの資料は、いずれも当委員会に提出していただくことになっております。

その第二は、証人がメモをとることについてであります。尋問の項目程度は結構でございます。

なお、補佐人がメモをとることは構いません。以上の点を御承知おきください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めるといたします。全員起立を願います。

(総員起立)

○松永委員長 議院証言法第五条の三の規定によりまして尋問中の撮影は許可しないことになっておりますので、これより泉井純一君の証言が終了するまで、撮影は中止してください。

○泉井証人 宣誓書

良心に従つて、真実を述べ、何事もかくさず、

又、何事もつけ加えないことを誓います

平成九年十一月二十八日

泉井 純一

○松永委員長 それでは、宣誓書に署名捺印して
ください。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

○松永委員長 御着席をお願いします。

これより証言を求めるといいたしますが、証
人の御発言は、証言を求められた範囲を超えない
こと、また、御発言の際には、その都度委員長の
許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席の
ままで結構でございますが、御発言の際には起立
してください。

委員各位に申し上げます。

本日は、申し合わせの時間内で重要な問題につ
いて証言を求められておりますから、不規則発言
等、議事の進行を妨げるような言動のないように
特に御協力をお願いいたします。

○松永委員長 これより証人に対して証言を求め
ます。

まず、委員長より委員会を代表して総括的にお
尋ねをして、その後、委員各位の発言を願うこと
といたしております。

それでは、私からお尋ねいたします。

あなたは泉井純一君ですか。

○泉井証人 はい、そうです。

○松永委員長 生年月日、住所、職業を述べてく
ださい。

○泉井証人 昭和十一年十一月五日生まれ。職業
は、現在無職であります。住所は、大阪府豊中市
緑丘一丁目十六の三十二口イナルフォルティー豊
中緑丘七〇四であります。

○松永委員長 はい、おかけください。

証人は政治家に多額の献金をしたことがありま
すか。あったら簡潔に述べてください。

○泉井証人 あります。

○松永委員長 主なるものの概要を述べてくださ
い。いつごろ、だれに、どのくらいと。

○泉井証人 平成三年十月十四日、渡辺美智雄氏
に対して、山崎拓さんを通じて一億、平成四年七
月七日、同じルートで参議院選挙対策用として五
千万、平成五年七月七日、同じく、同じルートで
五千万。

最初の一億は議員会館、二回目は山崎拓福岡事
務所、三回目は新大阪駅プラットホーム。渡した
人間は、私の方の池井という人間であります。

○松永委員長 最初の一億円は一回ですか、それ
とも数回にわたって一億円ですか。

○泉井証人 一回です。それぞれ一回です。

○松永委員長 その金はどのようにして調達した
ものでしょうか。

○泉井証人 三菱石油に依頼いたしました得たも
のであります。

○松永委員長 着席して結構です。着席してくだ
さい。

その金は証人自身の金ですか。

○泉井証人 そうです。

○松永委員長 その献金については、証人は何ら
かの見返りを期待しておりましたか。

○泉井証人 していません。

○松永委員長 証人は保釈中ですが、九月
の八日でしたか、ホテルで盛大な記者会見をなさ
いましたね。それはどういう意図でなさったん
ですか。

○泉井証人 私は、山崎拓氏に対する不信感から
であります。そのいきさつは、平成七年十一月十
日に、私が大阪国税局の査察を受けたときから生
じたものであります。

○松永委員長 その記者会見をするについては、
だれかの手助けを受けましたか。証人自身の判断
でなさったんですか。

○泉井証人 お聞きしていいですか。

○松永委員長 はい。

○泉井証人 だれかがセットしたかという意味で
すか。

○松永委員長 そうです。

○泉井証人 それは、僕の知り合いであります新
潮社の野木正英というマスコミ界の方です。

○松永委員長 その記者会見をするようにアドバ
イスした人がいますか。

○泉井証人 いや、別にありません。

○松永委員長 先ほど、献金の回数と金額、約二
億について話がありました。そのほかに山崎氏
関係で献金はありませんか。

○泉井証人 あります。

○松永委員長 では、それを簡潔に述べてくださ
い。

○泉井証人 日時、場所、その他、細かいと言え
ばおしかり受けるかもわかりませんが、そのよう
な日時、場所とかは定かな記憶ではありませんけ
れども、金額も、全く正確かと言われれば少しど
うかと思えますけれども、検察庁の調べでは七千
八百万前後ではなかったかと思えます。

○松永委員長 今、検察庁の調べではとおつ
しゃったけれども、証人自身の記憶としてはどう
なんでしょうか。

○泉井証人 ややそれに間違いないと思えます。

○松永委員長 回数は何回ですか。先ほど言った
二億のほかの七千八百万ぐらいという、その献金
の回数。

○泉井証人 平成五年の七月十四日、これは少し
場所と金額は、金額は僕は千五百万だと思ってい
るんですけども。

それと、平成六年の五月の二日ですか、これは
福岡の山崎拓事務所だったと思うんですけども、
これは、持ち運んだ私の方の池井という人間
と私は金額が食い違っておるんですけども、
僕は五千万だと思っております。彼の話では
一千万ではなかったかということになっておりま
す。

それから、平成八年の八月の十二日でしたか、
千二百万、南海サウスタワーでお渡ししました。
これは七年ですね、七年の八月十二日。そのう
ち、七年の十二月の十二日に、今申し上げた千二
百万から一千万を返金受けました。

○松永委員長 御着席ください。

以上をもって私からお尋ねすることは終わりと
いたします。

次に、発言の申し出がありますので、順次これ
を許します。山本有二君。

○山本(有)委員 自民党を代表いたしました。証
人にお尋ねをいたします。

私の質問に対して、原則として、はいか
いなか、短いお答えをお願いを申し上げます。そ
して、先ほど宣誓されましたとおり、発言に偽り
があれば偽証罪の制裁がありますので、お気をつ
けをいただきたいと思えます。

証人は、平成三年から四年間に、三菱石油と三
井鉱山の石油取引の仲介手数料名目などで約六十
四億円の収入を得ておられます。それに相違あり
ませんか。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 一般の報道では、このうち二十
億円が使途不明金だと言われておりますが、なお
当局の捜査により、より具体的には、証人の借入
金の返済利払いで十六億円、接待交際費で十一億
円、証人の個人所得で九億円、海外出張費、事務
費で十七億円などの経費としての支出も明らかに
なっております。けれども、なおどうしても
説明できない、いわゆる使い道がわからない資金
が依然十一億円残っているのではありませんか。

そこで、この説明できない資金を、証人は自民
党議員に配っているということではひょっとしたら
つじつまが合うのかもしれないと私は考えていま
した。そこで、証人がことしの九月八日に行った
記者会見で、政治家に渡したとされる資金を合算
してみました。そうすると三億二千四百二十万円
であります。この記者会見に公表されたものはほ
んど自民党議員に対するものばかりでありま
す。それを差し引きましても、なお八億円近い資
金が残るに包まれましたままなのであります。

そこで、証人にお伺いをいたします。

証人は、自民党以外の政党の議員にも献金をし
ていたのではありませんか。はいかいいえでお答

えくください。

○泉井証人 ちよつと献金という意味が。

○山本(有)委員 資金提供という意味でありま

す。

○松永委員長 資金提供という意味だそうです。

○泉井証人 必ずしもそうではない。パーティー

券とかお車代とかいう感じのものも献金というの

に含まれるでしから。

○山本(有)委員 こちらの調査によりますと、旧

社会党の政構研りポト代金として五百万円、民

主党の井上一成議員には百八十万円、また証人の

会計処理は、記者会見によりますと、年間十二、

三億円ほどの額についてこの井上事務所の関係者

が担当、処理していたということであります。ま

た、当時新進党の渡部恒三議員に五十万円、江本

孟紀参議院議員に二十万円という形で証人とおつ

き合いがあったようであります。

私にわかる範囲でこれだけでございますが、ほ

かにも多額の資金を自民党以外の議員にも提供し

ておつたのではないですか。もう一度お伺いしま

す。

○泉井証人 かなりの方々ととは、多数の、かなり

多数の方々ととは懸念にしていたいておりました

けれども、今、定かにどなたに幾らということ

は思ひ出せません。

○山本(有)委員 私の調査した分を加えまして

も、いまだ七億五千万円以上の使途不明金のなぞ

が残っております。ある調査では、実は自民党以

外の政友議員への献金の方がむしろ巨額だと言

う人もいるのであります。

自民党議員以外への献金について三億円を合計

して超えていたかどうか、はいかいいえでお答え

ください。

○泉井証人 多分ないと思います。

○山本(有)委員 証人は、八カ月のつらい勾留期

間を終えられて、晴れて本年七月四日、保釈をさ

れました。このとき拘留所に迎えに来ていたのは

だれでしたか。

○山本(有)委員 それだけでですか。国会議員は来

ていませんでしたか。衆議院でも参議院でもどち

らでも結構です。

○泉井証人 おられません。

○山本(有)委員 証人は新進党の小沢一郎党首と

は面識がありますか。

○泉井証人 一度だけありました。

○山本(有)委員 そのときに党首に資金提供をさ

れたことはありますか。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 小沢一郎党首の側近と言われる

平野貞夫参議院議員との面識はありますか。

○泉井証人 一度ぐらい会ったかなという感じ

です。

○山本(有)委員 報道によりますと、平野議員が

拘留所まで証人を出迎えたと言われております

が、このことは事実ですか。

○泉井証人 事実ではありません。

○山本(有)委員 資料一を提出いたします。これ

は、証人が作成されたと思われる備忘録の三月五日

水曜日部分です。証人の作成した文章の写しに

間違いがないかどうか。手元にあろうと思ひます

が、委員部、ちよつと示してください。わかりま

したか。この作成に間違いがないかどうか御検討

ください。

○泉井証人 これは私のものです。

○山本(有)委員 この資料一の一番下の方に、三

月五日の部分であります。ここをごらんくださ

い。「国会喚問証人記事、もし実現したら厄介だ、

内閣に關る、憂うつだ」とあります。拘留所で一

人静かに考える時間があった本年三月五日ころ

は、証人喚問に出ていくことが憂うつとはつきり

文章にまで書いておられます。

そして、本年九月八日の証人の記者会見の席

上、記者の最後から二番目の質問、すなわち国会

で証人と呼ばれたらどうするのですかという

問いに対して証人は、積極的ではない、もつとも

この席すなわち記者会見の席に在るのも積極的

つまり、証人の心の底、本当の気持ちは、証人

喚問もしたくない、記者会見もしたくなかつた、

けれども、どうしてもしなければならぬ事情が

あつた、こう解釈せざるを得ないわけでありま

す。

そこでお伺いいたします。記者会見はだれかに

勧められてやつたものですね。はいかいいえでお

答えください。

○泉井証人 違います。

○山本(有)委員 ある報道によりますと、平野参

議院議員が、本年八月六日前後、証人に会い、後

の面識は必ず見るからといって記者会見をするよ

うに勧めたとあります。これは事実であるかどう

か、はいかいいえでお答えください。

○泉井証人 いいえ。

○山本(有)委員 質問を変えます。

証人の現在の収入は月額幾らですか。

○泉井証人 今はありません。

○山本(有)委員 証人は、記者会見をしたホテル

オークラ星雲の間の使用料は幾らか御存じです

か。

○泉井証人 知りません。

○山本(有)委員 当方の調査では、使用料は九十

万円です。この使用料をホテルに支払つたのはど

なたですか。

○泉井証人 木下さんです。

○山本(有)委員 後ろにおられる木下弁護士です

ね。

○泉井証人 いや、木下さんの名前で部屋に行き

ましたから、僕はそうと解釈してあります。

○山本(有)委員 それでは、本当に払つたのはだ

れですか。

○泉井証人 知りません。

○山本(有)委員 知らない人がホテルを予約し、

そしてホテルで堂々と記者会見し、自民党ほか山

崎議員の誹謗中傷をする、全く不可解な事件であ

ります。

委員長、そこで、証人の弁護士がホテルの使用

よう求めます。

○松永委員長 その点は、後日の理事会で協議い

たします。

○山本(有)委員 証人は、みずからの弁護のため

に三名の弁護士を選任してありますが、この弁護士

費用はどなたが支払つておられますか。弁護士は

必ず着金という、活動を開始する前に費用を預

かるルールになっておりますが、ホテル使用料九

十万円も平気で支出しているのですから、相当の

額の着手金を支払つておられると想像されます。こ

の費用はだれが支払つたのですか、あるいは支払

つておられますか。

○泉井証人 私の家内です。

○山本(有)委員 奥さんの収入は月額幾らです

か。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 収入のない方が一生懸命支払

つておられる、こういうような話でありますが、なお

不可解でございます。

資料一を示します。資料二、これの真ん中に

ございます。ほぼ真ん中でございますが、抜粋し

てお読みいただけます。

その前に、この資料二について証人にお伺い

いたします。証人は、備忘録の一部の写しでござ

いますが、作成には間違いございませんか。証人に

お伺いします。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 それでは、お伺いいたします。

真ん中ぐらいでありますが、「税金が国税三億五

千五百万円、地方税一億三千万円位、加うるにそ

れより先に保釈金が一億円、一億二千万円必要だ

そうです。合計五億五千万円位が絶対必要となり

ます。もし納税が出来ない場合は再び刑務所行き

となるそうです。」それから下つて、十行以上下

りますと、「自分で工面出来る金額は一億五千万円

(二億です。ゴルフ会員権は差押さされ(書き

換え不能の分までも)、自宅その他の私有財産も

同様差押えられました。尤も各々それ以前に担保

○泉井証人 僕は、先ほども申し上げておりますとおり、金額その他については私としては正確に覚えておりませんけれども、検察庁等々の調べで、そうではないかなど、僕の記憶との差はあったことは事実です。

○山本(有)委員 検察庁の調べでそう言われたから多分一千二百万円であつたらう、こういうような御発言でありましたが、私の調べでは一千万円だ、こういうことが明らかになつてまいりました。

資料三を示します。

○松永委員長 証人、それを見てください。

○山本(有)委員 資料三をごらんください。

これは領収証ですが、証人が作成したものに間違いはありませんか。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 あて先は山崎拓個人名になっております。ただし書きにも「返済金として」とあります。証人は、一千万円を平成七年十二月十一日、確かに受領してゐるのであります。

そこで、先ほどの一千二百万円というのは実は一千万円であつて、この領収証、個人に貸し付けたから個人から返してもらつたという事実を裏づけるこの領収証、これに間違いがないのではありませんか。あえて事実を相違する証言をなした場合は偽証罪の制裁があることを申し添え、証人に再度、一千万円か否か確認をさせていただきます。

○泉井証人 このとき、これは真次さんという秘書の方と僕は直接、その前に事情を申し上げますと、電話が、お話ししていいですか。

○松永委員長 話してください。

○泉井証人 多分十一月二十日から末ぐらいの間だつたと思うのですが、山崎氏から電話がありました。このお金は、一万はもらつておいてもいいけれども返してもいいからどちらにしますかという電話がありました。僕は、そのときはもう不信感のピークに達しておりましたから、返してくれ、もらいに行きますと。そうしたら、直接来てくださると、本人が。直接渡すのか、そう

ですと。行つたら真次さんが出てきて、これだけという紙を渡しましたから、領収証を書いてくれと言ふから、ああ書きますと。そうしたら、どうして書くのですかと言われまして、「返済金として」とそのとき書いたわけですが。

そうしたら、今、僕が貸したのであれば、僕がそのとき、僕は大体領収証もらいませぬけれども、何らかの私が貸したという証拠はあるはずで

○山本(有)委員 山崎議員に対して怒りがピークに達しておられたそのときに、山崎議員の事務所に行くということ、そしてわざわざいただいた証拠を残すということ、まだ私には理解が苦しいのでありますが、この点はいかがですか。

○泉井証人 もう一回言うてください。ちよつと意味わかりません。

○山本(有)委員 もし、山崎議員に立腹をしていてということであれば、事務所を訪ねるのも嫌じゃないんですか。

○泉井証人 お金を返してやるから来いと言われ

○山本(有)委員 それでは、質問を変えます。

平成三年に一億円とありますが、この一億円、冒頭委員長の質問にもお答えになつておられますが、山崎議員は、一度にこの額を受領したことは絶対にある得ない、三回か四回に分けて受領しているということであるとどこで言われておられますか、このことが私も普通ではないかと思ひます。

一億円という現金の大きさ、額、それからして、あなたも一度、証人はもう一度、一億円を一括して一度に手渡したのかどうか、これをお答えください。

○泉井証人 自分の記憶では、先ほど申し述べたとおりです。

○山本(有)委員 さらに、受け渡し場所についてお伺いをいたします。

新大阪駅のプラットホームとあります、平成五年七月一日、五千万円。これは余りに現金を渡す

場所としては人目があり過ぎます。それに、政治献金というものは、その政治家を高く評価しているからこそのものであるとあります。弁当を渡すような風情で政治献金の授受があつたというのは余りに不自然です。私の調査でもプラットホームはあり得ないのでありますが、この点の記憶に間違いはありませんか。証人にお聞きいたします。

○泉井証人 それは山崎さんの指示によつて行つたものです。

○山本(有)委員 それは絶対にはあり得ません、申し上げておきます。

私は、いまだ当選三回という立場を省みず、あえて自民党の名譽のために山崎政調会長に激しい質問をし、かつまた山崎事務所の方々に問いただし、資料を出させ、厳密に調査を重ねてまいりました。その結果、証人から山崎議員へ手渡された資金は全額、まさにすべて新政調調査会という渡辺美智雄議員の派閥の資金団体に納付されておりました。この事実は、最初から、証人と山崎議員、渡辺美智雄議員の三者で合意されていたことではなかつたかと存じます。仮に合意がないこととなつても、特に渡辺美智雄議員が山崎議員に全額納付するよう指示していたと思われま

○泉井証人 知りません。

○山本(有)委員 数々お聞きいたしてまいりました、記憶も定かではないというところが間々あるわけでございます。山崎議員に対する怒りは怒りとして、事実は案外別なところにあるのかもしれない、違ふ事実が出てきた場合には、ことを改むるにちゅうちよくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

私は、どうも証人と山崎議員との関係が破綻したことが不思議でなりません。その理由について証人の書いた手記には、山崎氏に「今後の付き合ひ方はどうしたらいい」と国税の査察後尋ねると、「山崎議員は即座に、「一年か一年半会わんで

くれ」と言い放ちました。」とあります。それで立腹する必要は、私には毛頭ないと考えられます。一年半会わないうにするとするのは、お互いの立場を考えますと当然のことです。そしてこの言葉の裏には、ほとぼりが冷めたらまた再び親友としてつき合おうという友情が込められていると思ふのであります。真実は別にあるのではないでしようか。

平成七年十一月十日、大阪国税局の査察がありました。書類、会計帳簿一切合財持つていかれた。証人の不明朗な会計では、直ちに所得税法違反が明るみになってしまいます。そこでまず十一月十三日、三日後、証人は山崎議員にある種の期待を込めて、国税の査察があつた、そのうち泉井という名前が世間に出てくるかも知れぬからお知らせしますという趣旨の電話をかけられた。けれども、一向、山崎政調会長が国税に働きかけをした形跡はない。

そこで十一月十五、六日、東京に出かけてきて山崎議員の個人事務所でお会いになり、直接、政調会長という立場なら国税に電話一本かけるだけで税務調査は中止になる、何とか国税庁に働きかけてみてくれないかと、証人にしては、これまでのつき合ひ、その立場からすれば全く別人のような気持ちで辞を低くし、懇願するようになった山崎議員に頼んだ。しかし、この山崎議員は多少のお茶を濁すということもなく、言下にはそれではきぬと断られてしまつた。証人としては、立場もメンツも丸つぶれ、いわば逆上してしまつたというところではないかと思ひます。

時の政権の地位にある与党の政調会長の権限がいかに強大であるか、証人は政官界に極めて詳しいだけに、十分過ぎるほどわかつておられます。日ごろ大蔵省の人間とのつき合ひもあるから、予備知識など十分あり得ました。だからこそ山崎政調会長への期待度が大きかつた。大きな期待を裏切られたとき、人は激怒するのであります。

さらに、金策に窮し、保釈される前後に資金援助を各方面に依頼した。自民党以外の政党所属の

議員から多額の援助を受けた。山崎議員には再三申し入れたが、金額渡辺事務所に入金している以上、証人への援助は無理であった。証人はますます山崎議員への落胆が著しくなった。このとき恐らく証人の気持ちは、かわいさ余って憎さ百倍という心境になられたのではないかと私は思っています。

証人は、山崎議員に国税庁への働きかけ、すなわち査察に伴う税務調査の中止を依頼したことがあったのではありませんか。はいかいいえでお答えください。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 山崎議員の九州の骨太な性格からして、要領よく振る舞うことができなかったという点に私は原因があったのかもしれないと思えます。

次の質問に移ります。

証人は、みずから選任した弁護士を通じて山崎議員から資金回収をしようとしたことがありますが。

○泉井証人 ありません。

○山本(有)委員 私の手元では明らかでございませぬ。平成九年七月十五日十五時三十分ころ、東京第二弁護士会において、証人の弁護士から、今泉井は金に困っている、何とか助けてやってくれないうか、泉井は取り調べに對し何も言っていない、金を出してもらえないということであれば、泉井も相当の決意をしている。半ば恐喝的言辭を弄しています。

結局資金援助しなかった山崎議員は、記者会見、文芸春秋十一月号手記、さらにこの国会における証人喚問ということになるわけでございませぬが、証人は今でもなおこのような資金回収について妥当と思っているのですか。妥当と思うかどうか、お聞きいたします。

○泉井証人 資金の回収は願っておりませぬ。

○山本(有)委員 それでは、代理人が山崎議員の代理人にこのような言辭を弄したことの事実は御存じですか、御存じないのですか。

○泉井証人 知りませぬ。

○山本(有)委員 資料四の一、二、三を示します。これも備忘録の一部でありませぬが、これを作成したことに間違いはありませんか。資料四の一、二、三全部で、一、二、三。

○泉井証人 間違ひありません。

○山本(有)委員 資料一の左手、文書左手に「目茶苦茶大変嬉しいこれが我が家族だ！」三行目には「ママは自分の夫は泉井純一ひとりしかいない。絵里も父は泉井純一であると云つたらしい。こう言われた時も涙が一杯になつたし又これを書いてある時も涙があふれそうに困っている。自分も生まれ変わっても妻は恭子であり子供は絵里であると云つたし、現在未来もいささかも変らない。」このような、本当に家族を思われる文書がこの一、二、三につづられておられます。

私は、深夜宿舎で一人この部分を読ませていただきながら、涙があふれて仕方がありませんでした。金と酒と権力と女性、逮捕されるまでこの世で一番享乐的、退廃的な生活を送つておられたものと証人のことを思つておりました。それが意外や大変な愛妻家、家族思いであります。修身斉家治國平天下と申します。身を修め家を整えることができる者こそ上に立てる人間であるという意味だと思ひます。私は、証人はどんなに苦況にあつても家を大切にしているその姿に大変な感激を覚えております。

恨みは水に流し、思は石に刻めと申します。だれに頼まれて自民党を攻撃しているのかは不明であります。どうか、証人の健康を案じる奥様、お嬢様の絵里さんのためにも、人を恨むのではなくて堂々と人生の王道を歩まれますよう、母校早稲田大学の後輩の一人として、僭越であります。御忠告申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○松永委員長 泉井証人、何か発言ありますか。ありませんか。

この際、杉浦正健君から関連発言の申し出が

ります。山本君の持ち時間の範囲内でこれを許します。杉浦正健君。

○杉浦委員 御指名いただきました杉浦でございます。引き続き、若干角度を変えまして、若干の点について伺いをいたします。

あなたの人生、とりわけ後半生は、非常に豊富な、ある意味ではさらびやかな人間関係、人脈で彩られております。あなたが文芸春秋その他のマスコミに話されたお名前、週刊誌が報道した記事等から主な方だけ拾つてみますが、サッカ界では、Jリーグチェアマンの川淵三郎さん、鹿島アントラーズの元監督の宮本さん、そんなお名前が出てきますし、相撲界は多いですね。二子山親方、貴乃花関、横綱。若乃花関、大関。貴ノ浪関、大関。北勝海関、失礼、武双山関ですか。親方では、九重親方、元横綱千代の富士。陣幕親方、元横綱北の富士。

野球の選手では、阪神タイガースの吉田監督、阪神タイガースの元監督の中村勝広氏、元ダイエーホークスの監督の杉浦忠氏。プロゴルファーでは、宮本省三氏、杉原輝雄さん。参議院議員になつておられる釜本さんも親しくつき合つておられたようでありませぬが、芸能界では、歌手の金沢明子さん、亡くなられた太地喜和子さん、若尾文子さんとか三林京子さん、そういったお名前も出ております。

マスコミもございませぬ。当時日テレの記者をしておられた河野慎一氏、現在ヴェルディ川崎の副社長をしておられますが、この方は通産省にあなを紹介した最初の方だと文春に書いてありますけれども、エネ庁長官野々内隆氏を紹介したのが最初だとうありますが、早稲田サッカー部の後輩であるようですが、そういうさらびやかな人間関係があるわけでありませぬ、私が申し上げた以外に、有名人でおつき合ひされておった方のお名前あつたら挙げていただけますか。

○泉井証人 今の中で、私、若尾文子さんは存じ

上げておりませぬから。彼女の名誉のために。

○杉浦委員 あなたの人間関係は、豊かな資金と申しますか、ある意味では気前のよい出しっぷりといえますか、悪い言葉を使えばお金をばらまかれた。政界にも拠出をされる。官僚その他お客さんやゴルフ接待する、高級料亭、高級クラブ、すし屋等で気前よく散財をされる。そういう豊かな財力と裏腹になつておるわけでありませぬ。先ほど証人は、全部自分の金だとおっしゃいましたが、そういつたお金がある、はっきり言つて脱税でありますか、脱税された金も相当含まれているのではないですか。

あなたは現在脱税事件で起訴されておりますね。現在裁判中でありませぬが、この記録と申しますかによりませぬと、あなたは平成四年から平成六年分、三年分に約三億三千万円を脱税したということに起訴されております。あなたはこの事実は争われておられないようですが、どうですか。

○泉井証人 その点につきましては、深く反省いたしておりますし、一切異議は申し立てておりませぬ。

○杉浦委員 その四年間、あなたは、平成四年については、所得が五億六千三百五十六万円、国税庁認定であります。所得税は二億七千七百七十七万円払うべきところであつた。平成五年分については、所得が一億五千六百二十一万円、所得税は七千三百九十九万円払うべきところであつた。平成六年分については、所得が一億八千六百九十九万円、所得税を払うべきものは八千三百三十九万円であつたと、こう検察庁並びに国税庁は認定いたしております。起訴されたのは三年分でありませぬが、あなたはこの脱税を平成四年になつて特別その年から始めたとは到底思えないわけでありませぬ。

○泉井証人 事務者には一千万円を超える所得税の方は公示される仕組みになっておりますが、私が調べた範囲では、その前二年、起訴される前二年のあなたの所得税額、申告額、納付額は、平成三年分が二

千七百六千円、平成二年分が二千九万八千円と公示をされております。その事実に関連いごさいませんか。

○泉井証人 ないと思います。

○杉浦委員 この二年間であなたは脱税がなかったと断言できますか。

○泉井証人 いや、ちょっと僕、わかりません、その点については。

○杉浦委員 はっきり言ってほしいと思うのですけれどもね。

○泉井証人 いや、ちょっとこれはわかりません。

○杉浦委員 あなたは昭和五十二年からいわゆる業転の取引を始められた。その後間もなくから非常に気前のいいお金の出しつづりをされておられる。平成六年に至るまで約十九年間であります。起訴されたのは三年分でありすけれども、この三年を除く十四年間の間に一銭も脱税していないとはっきり言えますか。

○泉井証人 それはどうかわかりませんが、私も、税務調査はその間ずっと受けておりましたから。

○杉浦委員 私は、相当多額の脱税をされていたんだらう、そのお金が豊富な、気前のいい支出につながっておるんだらうと見ておる次第であります。まあ、そういう返事じゃしようがありません。

それじゃ伺いますが、あなたは相撲の世界では有力なタニマチだということでご有名なんです、あなた、その相撲の世界のタニマチにはどんな経過でいつごろ御縁ができましたか、お答えください。

○泉井証人 四十九年ごろに、引退されました先代陣幕親方は大阪の出身でして、その方の弟さんがプロゴルファーをされておりました、私はその彼の指導を受けておった関係で、高砂部屋の後援会に入らせていただいた、それが発端であります。その後、五十六年か五年ぐらいに、今の陣幕親

方であります九重親方のお部屋であります九重部屋に出入りさせていただきました、それが九重部屋とのつながりでありました。そして、五十七年三月に、今の二子山親方が大阪へ来られるのにつきまして、当時NHKの相撲放送のプロデューサーで、私の、早稲田のラグビーの二年先輩に紹介されて縁ができました、そういうことです。

○杉浦委員 谷川親方、元幕の内白田山、御存じです。その方が九重部屋におられた関係で九重部屋とは親しくなつたということですね。

相撲の、力士の世界では、とうすけやろうという言葉があるそうです。要するに、けちなタニマチです。陰口を言うようなんですが、あなたは、今のお話を伺いますと、昭和四十年代後半、つまり、業転を始める前からタニマチであられたわけ、しかも、とうすけやろうじゃなかったということは大変有名であります。

例えばここに、先ほど名前を挙げた中では、千代の富士関、大関から横綱になられたころ、その後は貴乃花関とか若乃花関を宴席にはばらせた、あるいは、高級クラブとかすし屋とか、そういうところへ一緒に行つて、役人とか偉い人と同席させたりという機会は多々あったようでありすが、事実ですね。

○泉井証人 はい。

○杉浦委員 タニマチというのは相当お金が要るようなんですが、具体的にお伺いしますが、例えば横綱を席に連れてもらったという場合に、どれぐらいの御祝儀を払うわけですか。

○泉井証人 それは、時々で違います。

○杉浦委員 それでは、一回百万円は下らない、横綱ぐらにならば二百万円ぐらいたらうというものが新聞なんかに出ておられますが、あなたは、例えば千代の富士関が横綱のときにどれぐらのお金にいたしましたか。

○泉井証人 僕は十万円か二十万円です。

○杉浦委員 あなたが相撲のタニマチで、昭和四十年代後半から平成六年まで、十六年ぐらいたつたか、大体どれぐらのお金を相撲界にお支払いになつたのですか。アバウトで結構ですから。

○泉井証人 ちょっと、特別に意識しておりませんから。

○杉浦委員 もっと具体的に伺いますが、年間一千万を下ることがありましたか。

○泉井証人 それはちよつとわかりませんが。

○杉浦委員 私が申し上げたかったのは、次に政界、官界との幅広いつき合いについて触れますが、それも、この相撲のタニマチ的なつき合いであつたのではないかとこの言ひたいわけでありす。

官界のつき合いにしても、通産省が多いんですが、大蔵省、郵政省、外務省、運輸省、そういう幅広い官庁の人とつき合っておられますし、政党も幅広くおつき合いになっておられる。一言で言うと、極めてタニマチ的なつき合いであります。

文芸春秋十一月号をここに持ってきましたが、ここではあなたは、「政治家に物を頼んで仕事をしよう」という気はさらさらありませんでした。「政治家は選挙で金がかかり大変なので、資金の提供は行ないますが、その見返りとして何かを頼んだ」というようなことではないのです。というふうに言っておられますし、官界については、「官僚と一杯飲んだのは、なにかを頼むためではありません。もちろん官僚に金を渡したなど一度もありません。」「そのかわり大いに飲み、ゴルフをし、遊びました。」「こう文春に述べておられる。原文のままです。九月八日の会見でも同趣旨の発言をされております。

要するに、極めてタニマチ的な意味であなたが人脈をつくり、それが業転にとってプラスになるというふうな意味でなされたことではないでしょうか。いかがですか。

○泉井証人 タニマチ的であるかどうかは知りませんが、私は昔から、広く深くいろんな各界の人とおつき合ひして人脈を持つことが、自分の人生にとつては大変なものであるというふうに思っております。

○杉浦委員 渡辺美智雄先生のおつき合いは大分古いようですが、通産大臣もなさいましたし、先ほどあなたは委員長の間際に対して、渡辺先生に、二億円ぐらいたつたか、山崎先生経由で献金されたということですが、渡辺先生にはもちろん物事を頼まれたことはないわけでしょうし、また、渡辺先生を純粋にある意味では総理にしたというお気持ちで資金提供の申し出をされ、支援されたのではありませんか。いかがですか。

○泉井証人 それはやはり、自分の近い関係の人から総理大臣になつていただくというのは、それは僕は大いにあります。

○杉浦委員 渡辺先生に、あるいはその周辺の秘書の方等に何か物事を頼まれたことはございますか。

○泉井証人 ベトナムに参りますときに、レイ・スー・チンという当時の官房長官に対して僕の紹介状を書いていただいたというのが、何か、渡辺さんが散歩中に足を折られて、その雪の明くる日に書いてもらったことを覚えております。

○杉浦委員 タニマチ的なおつき合いをされたあなたが、山崎先生は早稲田の同期生ですか、非常に親しくしておられる。ちよつと不可解にも思うんですが、普通の人間としてあれだけ深いつき合いをされたように思うんですが、どなたかあなたに、それを考えますと、後ろにいたの、あなたの後ろに、あなたをけしかけてというか、山崎先生やれと言つておられるんじゃないんですか。

○泉井証人 私は、人にはいろいろな考え方があると思ひますけれども、僕は、彼には大変な不信感を今でも持つておりますし、今ここで、目の前で会つたら、それはそのとおりのことを申し上げます。

○杉浦委員 あなたは脱税事件のほかに、詐欺と贈賄の二つの事件で起訴されておりますね。もう一つ脱税があるわけですが、これは、あなたは認めになつて、争つておられません。詐欺事件、詐欺で起訴されている事件について

であります。三井鉱山に対する二十四億円近い金額ということですが、この事件は争っておられる、無罪だと言っておられると聞いておりますが、そのとおりですか。だとすれば、どういう理由で争っておられるんですか。

○泉井証人 ちよつと、これ答えていいんですかね、まだ裁判中なんです。

○松永委員長 相談してください。

○泉井証人 ちよつと聞かしてください。今弁護人の木下さんと相談させていたいたんですが、やはり裁判中のごときでもありますので、僕が発言することはちよつと差し控えていた方がいいと思います。

○杉浦委員 脱税事件については、裁判中であるにもかかわらず認めておられる。事件、争っておられるのは事実でありますから、それを述べるのが裁判にとって有利になるとか不利になるといふことではありませんが、事実を争っているかどうかという事実をお伺いしておるわけですから、答えていただきたいと思うのです。

○松永委員長 争っているかどうかだけを聞くわけ、そのわけではなくして、そのことだけ。

○泉井証人 もう一回相談させてください。争っておることは事実です。ですから、その内容についてはちよつと御説明いたしかねるということなんです。

○杉浦委員 この事件、私が調べた限りでは、サイト差取引という、支払いの時期を、金を払う方についてはおくらせる、もらう方は早めるということ、相当期間三井鉱山を間にやってもらったということなんですが、本来物流というのは、縦にずつと元売から消費者に流れるべきところを、三井鉱山から一たんキャッチボールされていますね、物を売り買いという、あなたは正常な取引だとこれは思っておられますか、サイト差取引について。

○泉井証人 お答えいたしかねます。
○松永委員長 その点は起訴されている事実に関連して、ちよつと補佐人と相談して、そ

の上で、どうするか態度を決めてください。
○泉井証人 やはりお答えできません。
○杉浦委員 もう一つの贈賄事件がございますが、服部さんという関空の社長をやった方の事件ですが、この事件も争っておられますか、いかがですか。

○泉井証人 それも同様にお答えできません。杉浦さん、弁護士ということをお聞きしていますが、そうですね。

○杉浦委員 質問に答えてください。
○泉井証人 いや、僕もお答えできません。

○松永委員長 証人、争っているかどうかだけ、イエスかノーだけ答えてください。争っているかどうかというだけ、内容じゃなくて。
○泉井証人 ええ、部分的には争っております。

○杉浦委員 文芸春秋に、あなたは、服部社長に大変申しわけないことをしたというのを書いておられますね。るると書いておられますが、どういう趣旨でああいう発言をされたのか、お答え願えますか。
○泉井証人 彼が僕のために起訴されたということとで申しわけないと思っております。

○杉浦委員 終わりました。
○松永委員長 これにて山本君、杉浦君の発言は終わりました。

次に、保坂展人君。
○保坂委員 私も時間が短いので、社民党の保坂でございます、簡潔にお願いしたいと思います。まず、証人の文芸春秋の手記の中に、当時、大蔵省の主計局総務課長だった田谷廣明氏と宴席で仙台の防潮堤の話をしたら、よい話だ、担当に話をしておくと答えて、例年の倍の予算がついた、こういうふう書いてあるのです。これは事実ですか。

○泉井証人 場所、日時は違いますが、御依頼したいと思います。

○保坂委員 場所、日時が違ふというのはどういうことでしょうか。

○泉井証人 私の記憶が、その記憶が正確かどうかという、文芸春秋の記事につきましては私の発言に基づいて調査して書かれたものではありますけれども、内容がやや違ふところもありますので。
○保坂委員 いつですか、場所と時間。
○泉井証人 ちよつと僕、それは正確に覚えていない。

○保坂委員 たびたび田谷氏は接待を受けていたようですが、こうした大蔵官僚の接待、これは大体、料亭で一人当たり接待するというのは幾らぐらの費用が諸経費込みでかかるものなのでしょう。一人当たりをお答えください。
○泉井証人 それも場所その他によって異なりますけれども、まあ七、八万から十万円ぐらいまでだと思いますけれども。

○保坂委員 九月七日付の毎日新聞には、同じ防潮堤の件で、証人が、地元大物議員に口ききを頼んだ上で親しい大蔵省幹部に電話を入れた、そうしたら、電話を受けたその幹部の方が、なぜ最初から僕に頼まなかったのというふう言っていて、その方はすぐに部下に電話を入れ、そして、その予定の景気対策の予算をつけることができた、こういうふうにあるのですが、これは事実ですか。

○泉井証人 ちよつと済みません。冒頭の部分、聞き取りにくかったもので、もう一度お願いいたします。

○保坂委員 これは、大蔵省の方に、この記事では、電話を入れて、電話を受けた大蔵省の方が、自分の部下に、なぜ自分に最初に話をしなかったのですかと行って部下に電話を入れたら、景気対策の予算がついたとあるのですが、これは事実ですか。
○泉井証人 僕が電話を入れたということですか。(保坂委員「はい」と呼ぶ) はい、そうです。

○保坂委員 そうすると、この電話を入れた大蔵省の方はだれですか。
○泉井証人 田谷さんです。

○保坂委員 田谷さんには、大体何度ぐらい接待されていきましたか。

○泉井証人 正確な数字ではないと思えますけれども、まあ四、五回から七、八回はなかったかなと思います。

○保坂委員 では、委員長のお許しを得て、こちらの備忘録の方なんですが、証人にちよつと一部お示しいただきたいと思えます。

○松永委員長 はい、どうぞ。
○保坂委員 まず、表紙をコピーしてあるのですが、一枚めくっていただきたいと思います。これは間違いないですね。

○泉井証人 はい、間違いないです。
○保坂委員 そこでなんですが、中ほどのちよつと下のところを見てほしいのですが、「仙台防潮堤」とあって、私の手元に入った段階では、この仙台防潮堤の上のところはずつと黒く何方所もつぶされているのですが、何かここで思い出される記憶ございますか。何が書かれていたんですか。

○泉井証人 ちよつと僕、わかりませんけれども。(発言する者あり) 違います。

○保坂委員 いきなり、この短い時間で出されて、全部ここで思い出して言えといつても難しいかと思うので、じつくり、これは全部で何枚かありますので、黒くつぶされている部分、九枚ほどありますので、これを後ほど私に文書で、抜けているところをお示し願えますか。(発言する者あり) 委員会が結構です。

○松永委員長 今の点は、理事会で相談して、そしてやってみようことにいたしますが、返事だけ、できるかどうか。
○泉井証人 申しわけありませんが、どういうことでしたか。

○保坂委員 要するに、これは証人のものに間違いないとおっしゃいました。ですから、当然記憶もあるはずですが、ところが、マジックで消されている部分があります。そこに該当する箇所を思い出して、あるいは原本と照合して、何が書かれていたのかを提出していただけますかということなんです。

○泉井証人 要するに、これは証人のものに間違いないとおっしゃいました。ですから、当然記憶もあるはずですが、ところが、マジックで消されている部分があります。そこに該当する箇所を思い出して、あるいは原本と照合して、何が書かれていたのかを提出していただけますかということなんです。

○泉井証人 この委員会、予算委員会に対して、いつまでに出すんですか。

○保坂委員 この委員会に出してください。

○泉井証人 いや、わかりませうけれども、いつまでですか。

○保坂委員 速やかに。

○泉井証人 わかりました。

○保坂委員 では、こういうふうには御返事されているので、確認していただけますか。

○松永委員長 証人は、後で返事はできるといいますので、今の質問に対して。

○泉井証人 できるだけ僕も記憶を呼び戻して、うそをつく気もありませんから出しますけれども、ちよつとその程度で、できるだけのこととは喚起してやります。

○保坂委員 では次に、証人は、平成七年十月、浦井官房長が再婚したのを聞いて、ピカソのデッサンをお贈りになったと書かれているのだけれども、これは事実ですか。

○泉井証人 いや、デッサンというものはありません。何かは知りませんが、金額まで申し上げていかどうかはわかりませんが、私がサンフランシスコで、シヤガルとピカソのそういつた、何ですかね、何枚も、鉛筆画でかいて何枚もあるものを何というのか、そのようなもの、一集、二十五、六枚買ってきたもの、その一つをお贈りしたということですよ。

○保坂委員 そうすると、ピカソのものであることは間違いありませんか。ピカソのものは大変高いという、私も調べたんですが、二十万程度では買えないということになっているんですが、どうですか。

○泉井証人 いや、間違いなく、デッサンじゃないんです、今申し上げましたように。(保坂委員「ですから、ピカソは間違いなく」と呼ぶ) ええ、間違いないです。

○保坂委員 十月二十七日の宅配便で、約一年後に官房長から返送された。証人の手元にその絵はございますか。

○泉井証人 捜せばあると思います。

○保坂委員 参考のために、当委員会に提出していただけますか。一時、どういう絵だったかというところを見るために。

○泉井証人 ここへ送ったらいんですか。

○保坂委員 では最後に、証人の弁護士の木下護士は三塚さんの顧問弁護もされているということとを聞いたんですが、それは御存じありますか、三塚博さんの。

○泉井証人 私も措置されてから後に初めて木下さんにお会いしたような状態でした、それから三回、三日か四日目ぐらいの面会というんですか、接見というんですか、そのときにその事実をお聞きしました。

それで、先ほどの件ですけれども、どこへ送るんですか、絵は。

○保坂委員 委員会に一時見せていただければ。

○松永委員長 どうするかは理事会で協議して決めます。

○保坂委員 では、これで終わります。

○松永委員長 これにて保坂君の発言は終わりました。

次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 新進党の西田猛でございます。

きょうは、証人、朝早くから大変お疲れさまでございます。私も、証人の住んでおられる豊中と同じ池田、箕面、茨木の選挙区でございますので、どうか、お近くですから、リラククスしてお答えをいただければと思っております。

それから、証人、本尋問は、証人の罪もしくはその罪であろうと思われ、これを再確認したり確認しようとする場ではございません。むしろ、証人の正直な証言によりまして、国民の目の前にこの政治的な疑惑について明らかにし、もって政治不信を払拭して、現下の日本の経済状況を克服する、その政治をリードしていくもの

でございますので、どうかよろしく国民の皆様の前に真実を明らかにしていただきたいと思っております。

まずお尋ねしたいのですが、月刊文芸春秋本年十一月号、それから証人の九月八日行われた記者会見で、証人は次のように言っておられます。

いろいろな方に政治献金をしたけれども、そこで列挙しておられる方がございまして、「週刊誌の報道では、森氏には一千万円、小淵氏には五百万円の資金提供があり、以下、三塚博氏(現大蔵大臣)には六百五十万円、関谷勝嗣氏・五百万円、井上一成氏・五百万円、及川一夫氏・四百八十万円、浅野勝人氏・二百八十万円、江本孟紀氏・百五十万円、棚橋泰文氏・百五十万円、武部勤氏・百五十万円、林義郎氏・百五十万円、額賀福志郎氏・百五十万円、亀井善之氏・百五十万円、服部三男雄氏・百五十万円、渡部恒三氏・五十万円、木村義雄氏・百五十万円、券五枚などとなつていますが、」

こういう記述がありますが、この部分は真実でありますか。

○泉井証人 先ほども申し上げましたように、ほぼそれは間違いのないと思っております。

○西田(猛)委員 はい、わかりました。

現在、所得税法違反及び詐欺罪等で起訴されている公判中の御身でありますけれども、先ほども証言されました平成九年九月八日の記者会見で、平成六年の五月二日に、自民党衆議院議員で現政調会長長の山崎拓氏に、いわゆるYKKの旗上げ記念として、五千万円か、もしくは運転手さんの話によれば一千万円を、貴殿の収入の中から運転手さんに持たせていかせて直接山崎拓氏に提供したとしておられますが、これは真実ですか。

○泉井証人 金額につきましては、先ほども申し上げましたように、認識というんですか、記憶にずれはありますけれども、たしか、それ、福岡の山崎拓氏の事務所だと思っておりますが、持っていたことは事実だと思っております。

○西田(猛)委員 はい。

また、貴殿は、平成七年の八月十二日、山崎拓氏に対して、大阪市内の南海サウスタワーホテルで、中元として一千二百万円をお渡ししたということも真実ですか。

○泉井証人 ええ、ほぼ間違いのないと思っております。

○西田(猛)委員 ありがとうございます。

実は、一昨日の十一月二十六日の参議院の選挙制度に関する特別委員会において、新進党委員の質問に対しまして、自治省の選挙部長は、山崎拓、加藤敏一、小泉純一郎各氏の資金管理団体の平成六、七、八年分、収支報告を見たけれども、泉井氏、証人ですね、または泉井氏関連の企業からの資金寄附は一切記載されていないというふう

に答弁しています。

そして、これはまあ証人は御存じかどうかかわりませぬけれども、実は、政治資金規正法という法律の第十二条で、収支報告書に記載しなかつたこと、これは、その資金管理団体の会計責任者の罪となります。のみならず、その資金管理団体の責任者も、これは法律によつてその政治家本人、この場合であれば山崎拓氏、加藤敏一氏、小泉純一郎氏であるわけですが、その会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処するとされております。

そこで、問題になりますのは相当の注意を怠つたかどうかですけれども、山崎拓氏については、先ほど来おっしゃつておられるように、山崎拓氏自身がみずから現金を受け取られていたわけですね。

○泉井証人 僕は直接持参したわけではありませぬけれども、私の方の事務所の間は、彼に直接手渡したと。そのように僕は聞いて、報告を受けております。

○西田(猛)委員 わかりました。

それから、先ほど問題になりましたが、ゲラ刷りの件でございますけれども、今、お手元に、証人のところに行つておるかと思つていますが、ゲラ刷りを資料としてお配りしております。

証人は、このゲラ刷りとされているこれは、ごらんになられたことはおありですか。

○泉井証人 あります。

○西田(猛)委員 あります。そうすると、この

六行の部分ですけれども、これは、証人が取材をされたことに基づいて、この構成をされた乙骨正生さんという方が書かれたのだと思えますけれども、証人が言われたことを書かれたのではないのでしょうか。

○泉井証人 それはどうか、僕、わかりません。
○西田(猛)委員 それでは、ここに記載されておられますが、読みますが、「それだけに心苦しんでいるのですが、実はこのお二人にも巨額の献金をしていただくことを告白しなければなりません。期日は申しあげられませんが、小淵氏には総額で一億円、森氏に対しても幹事長時代を中心に五千万円の献金をしていただきます。」この事実が真実でしょうか。

○泉井証人 真実ではありません。
○西田(猛)委員 もし真実ではないとしましたらば、どうして、この乙骨さんという構成の方は証人のおっしゃったことで記事を書いていると思われるのですけれども、こういうゲラができたのだとお思いになられますか。

○泉井証人 その事情は知りません。
○西田(猛)委員 わかりました。
それでは、証人にお聞きしたいのですけれども、貴殿は、証人は、平成七年、平成七年の七月二日に、一億七千万円という資金について、動かされた、もしくは動かすことを指示されたことはありますか。平成七年七月の二日であります。

○泉井証人 ちょっとと僕、今、二日に一億七千万……(西田(猛)委員「一億七千万円です」と呼ぶ)ちょっと僕、今、動かしたかもわかりませんけれども。
○西田(猛)委員 動かしたのかもしれないけれどもおっしゃいましたので、少しそこところを、本委員会に、精査をした結果を出していただきたいと思えます。

正確に申し上げます。平成七年七月二日、金額は一億七千万円でありまして、証人が動かされたか、もしくは動かすことを指示されたことがあるかどうかでありまして、恐らくあるのであります。

す。よく議院証言法に基づく証言であることをお考えになられまして、後々お答えいただきたいと思えます。
そして、実は、この平成七年七月二日の一億七千万円という金額が、先ほど来この委員会にも出ておりますあなたの備忘録によりますれば、小淵氏に一億円、森氏に五千万円、そして山崎拓氏にそのうち一千万円、三塚氏に一千万円、合計一億七千万、平成七年七月二日に提供というふうに記載されているのですが、思い出されませんでしたか。

○泉井証人 それは違うと思えます。一億七千万、一遍に出たかどうか、一遍に出金したかどうかわかりませんけれども、僕、金額はですね、その備忘録にあるとおっしゃいましたけれども、どこにありませんか。

○西田(猛)委員 それは、今持っておりますけれども、あります。
○泉井証人 それは、一回、僕、もう一度調べます。今ちょっと僕、記憶にありませんけれども、名前を挙げたということは僕わかりますけれども、ちょっと……。

○西田(猛)委員 はい、結構です。
そうすると、金額は定かでないけれども、小淵氏に一億円というくだりですが、先ほどの御証言ですと、あるいは記事によれば、小淵コウゾウ氏には六百五十万円というふうな……

○松永委員長 ちょっとと待ってください。小淵コウゾウ氏というのは。
○西田(猛)委員 失礼しました。小淵三氏には六百万というふうな言っておられますけれども、一億円と六百万円とは大きな隔たりがあるのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○泉井証人 僕は、ちょっとこの話に及んでいりません。
この原稿を見ましたときに、これはもうとんでもない事実違いでありますから、間違いですから、すぐに取り消してください、これは違いますというところを、この文春が発売される十日ぐらい前にこれを持ってこられました、それで僕にこれ

を見せられたときにそう申し上げました、森さんにも違います。僕は、自分の記憶している限り、幾ら渡しても、何回かの機会があったかもしませんが、森さんには一千万円前後です、小淵さんには五百万円前後しかありません、これは消してくださいと申し上げました。

○西田(猛)委員 それでは、森氏に一千万円、小淵氏には五百万円前後だということは証人は証言されるわけですね。
○泉井証人 はい。

○西田(猛)委員 次に、同じく文芸春秋の記事によりますと、平成四年の六月五日以降平成七年九月二十七日までの間に、山崎拓氏があなたにツケ回した料亭の金額の総額は、山崎氏と関谷氏の拓勝会、それから自民党一、二回生の会、Y R Kの会など、計一千八百九十万円に上り、平均一回二百七十万円。これ以外にも、平成四年の一月から大阪国税局の査察があなたに入った平成七年の十一月までの間に、クラブや料亭など合計四十六回、一千五百万円に上るツケ回しの事実もありませんと語っておられますけれども、これは真実ですか。

○泉井証人 これは、僕が検察で取り調べを受けましたときに、私の手帳及び料亭の領収書等々示された、これだけになっておるのではないかと提示された数字です。
○西田(猛)委員 ということは、それは証人は事実だとお認めになられるわけですね。

○泉井証人 ええ、そう思っております。
○西田(猛)委員 次に、違う件についてお伺いしたいと思えます。
証人は、三井鉱業所の閉山問題について、平成七年二月ごろから、三井鉱山の幹部それからある会社の社長さんたちと、外国をも巻き込んで、この三井鉱山の閉山問題で、あなたに約二十億円ほどの手数料になるビジネスの話をしておられたことがありますか。

○泉井証人 ちょっと、これも今、裁判中のことなので、お答えいたしかねますけれども。

○西田(猛)委員 いえ、三井鉱業所が絡んだ石油取引の詐欺の件に係ることはなくして、閉山のたために、外国からある物質を取り寄せて閉山のために使うとか、そういう単純なビジネスの話です。
○泉井証人 外国の件に関しましては、一切ございませぬ。
○西田(猛)委員 それでは、外国が絡んでいないとしても、そのような、あなたにとって二十億円ほどの、これは正規のコミッション料として支払われるものでありまして違法なお金ではないのですけれども、そういうビジネスのお話を、ある社長さんやそれから三井鉱業所の幹部の方とお話をしておられたことはあるのではないですか。

○泉井証人 ちょっとと相談させてください。
やはり裁判中のことの一つの要因にもなりますので、お答えは控えてさせていただきます。
○西田(猛)委員 証人は、それはなかったということも必ずしも否定されませんでしたので、後で理事会で御協議いただいで、本委員会にまたお答えをいただけるようにしていただきたいと思えます。

そのときに、そのようなお話、あるいは三井鉱業所の閉山問題に関して、証人は、ある政治家の方に御相談をされたことはありますか。
○泉井証人 ちょっととそれも、いろいろなことで影響を与えたいけませんので。
○西田(猛)委員 じゃ、その件に関しても、すべて理事会を通してお返事をいただけるようにしたいと思えます。

あなたは、自民党の参議院議員の服部三男雄氏に百万円を渡したことを認めておられますけれども、それは真実でしょうか。
○泉井証人 どういうような方法で渡したか、ちょっと覚えておりません。彼、弁護士事務所を開いていますので、そこに五十万ずつ、二回か三回振り込んだことは覚えておりますが、それが彼に対するものかどうか、今お尋ねの件に該当するかどうか、ちょっとわかりませんけれども。

○西田(猛)委員 新聞報道によりますと、あなたは、平成七年当時、三井石炭鉱業の三井鉱業所の閉山問題がまびすしく言われているときに、三井鉱山に対して、政界、官界に口をきくから、便宜を図ることができるよということを持ちかけられたという報道がありますけれども、それは真実でしょうか。

○泉井証人 ちょっとそれも、三井閉山問題に関しては、ちょっと、今ずっと問われているところでもありますので。

○松永委員長 それは、証人、起訴されておる詐欺事件の起訴事実に関係があるということですか。だから証言は差し控えさせていただきますか。こういうことですか。

○泉井証人 そういうことです。

○西田(猛)委員 そのころ、参議院の服部三男雄議員と、あるいは服部三男雄議員は同席されたかどうかは別にして、その方を通じて現総理大臣の橋本龍太郎氏にお会いになられたことはありませんか。

○泉井証人 全くありません。

○西田(猛)委員 あなたは、東京日本橋の三越本店近くの鉄板焼き屋さんによく行かれると思えますけれども、その鉄板焼きさんを御存じでしょうか。

○泉井証人 ステーキハウスですか。はい、知っています。

○西田(猛)委員 実は、私の先輩の議員のところにそのステーキハウスの方が、泉井証人が橋本龍太郎氏と一緒に食事をしていたと話をしてくださったので、そういう事実は全くありませんか。証言法に基づく証言であることをお考えにならないで、お答えをいただきたいと思えます。

○泉井証人 橋本総理大臣と一緒にいたことですか。そのときの橋本龍太郎さんと一緒にいたということですか。ありません。絶対ないです。

○西田(猛)委員 わかりました。次の話題に移りたいと思えます。

先ほど、あなたは、山崎拓氏に大阪国税局の査察が入ったすぐ直後に電話をして、査察という事態になったので、あなたの名前も出るだろう、その時になって慌てはいいないと思ひ連絡したということも、十一月の十三日、これは平成七年ですけれども、電話でおっしゃっておられたときに山崎氏はこうお答えになったと言っておられます。もらってないと言えはばおしまいじゃないかと。これは真実でしょうか。

○泉井証人 さきに僕が電話した内容は全くそのとおりですし、彼の返事も多分そうであったと思えます。

○西田(猛)委員 もらっていないと言ったらおしまいじゃないかということは、少なくとも、お金を借りたんだけれどもという表現ではないわけですね。

○泉井証人 そこまではちょっと僕、深く、どのように表現した方がいいのかちょっとわかりませんが、表現の仕方によっては、彼に対して、彼が言っていないことを言ったということにもなりまして、僕はその意図はわかりません。

○西田(猛)委員 いえ、私がお尋ねしていることは、先ほどの質問で、山崎拓氏はお金を借りたのだということも成り立ち得るといってお話があったのですけれども、証人が山崎拓氏にお渡しになられたお金は、金銭消費貸借としてお渡しになられたのではなくて、資金提供という形でお渡しになられたことは間違いないですね。

○泉井証人 それは知りませんが、僕の気持ちとしては、貸したのではないという気持ちです。

○西田(猛)委員 次の質問に移りたいと思えます。

実は、ベトナムで日本の企業が油田開発権を得ることになったそもそのきっかけは、一九八八年にベトナム政府がドイモイ開放政策を打ち出して、その後、一九八九年四月、竹下登内閣当時に、当時の竹下登内閣総理大臣が、ベトナム、カンボジアに経済再援助を発表したことに始まります。このように、三菱石油にとって大切な、あ

る意味でエージェントをされていたあなたは、ベトナムの油田開発権の問題に深くかかわっておられた竹下登氏に、少人数で会うか、もしくは人を介して働きかけられたことはありませんか。

○泉井証人 パーティーでお見かけしたことはありませんが、個人的な面識は一切ありません。

○西田(猛)委員 平成二年、一九九〇年の五月に、翌年の自民党総裁選挙の準備中であられた渡辺美智雄氏がベトナムを訪問されました。これには小淵恵三氏は多数の自民党の代議士が同行されます。そして、あなたは文芸春秋の記事の中で次のように言っておられます。「平成二年頃、なにかの席で、渡辺美智雄氏から「ベトナムで石油が出るんだが、泉井君は油田開発に興味を持って石油会社を知らないか」と相談を受けたので」と。

これは、いつ、どのような席ででしょうか。

○泉井証人 いつ、どのような席かは忘れませんが、多分、会食しておったときではないかと思えます。

○西田(猛)委員 会食していたときということ、渡辺美智雄氏とは小人数で食事をとみにされたことは証人はあるわけですね。

○泉井証人 小人数というのはどの程度、ちょっと人によって認識違うと思えますけれども、五人以上であったと思えます。

○西田(猛)委員 さらに、あなたは文芸春秋の記事で次のように述べられています。三菱石油の当時社長であった山田菊男氏、それから古川副社長とあなたが、東京永田町のパレロワイヤルの渡辺美智雄氏の事務所を訪れ、渡辺美智雄氏と会っておられますが、これは何年何月ごろでしょうか。

○泉井証人 その四人で会ったことは記憶しておりますが、場所も記憶しておりませんが、日時はずっと記憶に、今思い出せません。

○西田(猛)委員 あなたがパレロワイヤルの渡辺事務所を訪れたのは、九一年の自民党総裁選挙のすぐ後であるわけです。失礼しました、自民党総裁選の直前であるわけでありまして、その時期で

す。そして、そのときに、渡辺美智雄氏に対して、三菱石油の山田社長から、ベトナム油田の開発権取得について働きかけがあったと思われましか、そのような事実を認識しておられますか。

○泉井証人 済みません、どっちがどういうよう

な。

○西田(猛)委員 あなたがではなくて、三菱石油の山田菊男社長が渡辺美智雄氏と、ベトナムの油田開発権についてお話をしておられましたか。

○泉井証人 しておりました。ちょっと待って、その油田開発以前に、三菱石油の山田さんは、当時アメリカがベトナムに対して経済制裁を加えておりましたので、そういうところに進出できるかどうかということについて大変危惧を持っておられて、その話し合いをされていたように僕は思っています。

○西田(猛)委員 そして、その翌年の九一年の四月に、三菱石油の山田菊男社長がベトナムを訪問して、ベトナム政府の要人と会っておられます。先ほどの証人の証言でも、ベトナムの当時の官房長官に渡辺美智雄氏から紹介状を書いてもらったという事実があったようですが、これは事実ですね。

○泉井証人 どちらの方が事実、僕が書いてもらったということですか。

○西田(猛)委員 渡辺美智雄氏が山田菊男氏のために紹介状を書いた、その紹介状のあて先がベトナム政府の官房長官であったということですか。

○泉井証人 違います。僕が、泉井純一の紹介状をレイ・スー・チン官房長官あてに、渡辺さんに書いてもらったのです。僕は、石油以外のことで、石油も含めさせていただきます、僕の仕事のために行くのに書いてもらったのです。

○西田(猛)委員 そうすると、証人は、石油の問題も含めて、いろいろなビジネスを行うために、渡辺美智雄氏にあなたのことに関する紹介状を、そしてそのあて名はベトナムの当時の官房長官であった、こういうことですね。

○泉井証人 そうです。

○西田(猛)委員 それと、さらに、山田菊男当時の三菱石油の社長がベトナムを訪問したときに、政府の要人と会っておられるのですが、一民間会社の社長が全く初対面でベトナム共産党の最高幹部にはなかなか当時会えない状況でありました。そのようなことを考えると、山田菊男当時の社長に對しても渡辺外務大臣の方から何かしらの便宜あるいは働きかけがあったのではないかと思われますが、その点についての認識はいかがでしょう。

○泉井証人 ちょっとその前に一言ですが、僕が三菱石油と渡辺さんの間をしたのは、渡辺さんが、ベトナムに、油田開発に興味を持っておられる会社はないかと言われたので、三菱石油の山田社長に申し上げてお二人を引き合わせた。それ以降のことは僕一切知りませんので、今言われたことについては僕は関知していません。

○西田(猛)委員 あなたがベトナムあての紹介状を渡辺美智雄氏に書いていただいたのは、何年何月ごろですか。

○泉井証人 年月ははっきりしておりませんが、渡辺氏が何か、散歩がジョギングかするの、足を折られて、その明るる日です。

○西田(猛)委員 その日時についても、後でまた御報告をいただければと思います。

それで、平成三年の十月十四日、先ほども泉井証人は証言されましたが、衆議院議員会館の山崎拓氏の部屋で、自民党総裁選挙に立候補した渡辺美智雄氏の総裁選挙資金用だということで、現金一億円を山崎氏に渡されたのです。これは真実ですね。

○泉井証人 直接僕が手渡したわけではありませんが、私どもの会社の人間が持っていたと思っております。

○西田(猛)委員 その折に、山崎拓氏または渡辺美智雄氏名の領収書をお使いの方は受け取られましたでしょうか。

○泉井証人 もらっておりません。

○西田(猛)委員 ここにも政治資金規正法違反の状態があり得るわけですか。

それにもまして、そのころベトナム油田の探掘権を欲していた三菱石油が、自民党の実力者である渡辺美智雄氏、そして、あなたの言葉をかりれば依頼度大と見て、依頼度大、依頼をすることが大だと見て、渡辺氏という名目で、総裁選用の資金だとするようあなたが三菱石油の山田社長に話をして、山田社長がこれに同意をし、そして平成三年十月十四日、山崎氏に衆議院議員会館で渡した、こういう事実ですね。

○泉井証人 その渡した事実は間違いないです。その前段はわかりませんが。

○西田(猛)委員 現にその翌年の平成四年、九二年の三月、三菱石油は、ベトナムの石油公社ベトロナムの入りに参加して、その石油開発権を取得することに成功しております。

そのころ、副総理兼外務大臣であられた渡辺美智雄氏がつくったと言われている石水会、石の水と書きますけれども、石水会という組織があったことをあなたは御存じですか。

○泉井証人 知っております。

○西田(猛)委員 石水会というのは、どのような人たちによるどのような組織でしたでしょうか。

○泉井証人 詳細は存じ上げません。

○西田(猛)委員 この石水会は、当時も報道されておりましたけれども、渡辺美智雄氏を中心とする単なる懇親会である。ただ、現実には、官界、役所の世界と石油業界をつなぐパイプ役を果たしていたと、本年、九七年九月に発行されたグローバル・アイという雑誌は報道しております。

あなたがそのころ頻りに飲食や宴会を重ねていたという通産省、外務省等のお役人の方も、この石水会のメンバーの方がいらつしやいましたか。

○泉井証人 僕ちょっと勘違いしてまして、石水会というのは渡辺さん個人の会ですか、今お尋ねのは。

う、その集まりの会です。

○泉井証人 それは知りません。

○西田(猛)委員 先ほど知っているとおっしゃられた石水会というのは、どういう会ですか。

○泉井証人 何か石油関係と議員との、何かそういう会だと思っております。特定の政治家と石油会社との会という認識ではなかったから。特定の政治家と石油業界との会と認識しております。

○西田(猛)委員 ということは、特定の政治家だけじゃなくて、いろいろな政治家もそのメンバーに入っていたということですか。

○泉井証人 いや、例えば石油連盟とか石油商業組合とか、そういったようなもの一種かと思っております。

○西田(猛)委員 この石水会というのがございまして、その会はその後も継続しております。そして、九五年の九月十五日に渡辺美智雄氏が死去された後、この石水会の座長を継いだのは、だれであるか、あなたが多額の資金提供をしていた山崎拓氏その人でありますが、そういう事実は御存じでしょうか。

○泉井証人 知りません。

○西田(猛)委員 実はそうであるのです。あなたがおっしゃっている石水会と今のところ混同しておられるかもしれませんが、もう一度よく記憶を整理して、またお願いしたいと思います。

○泉井証人 承知いたします。

○西田(猛)委員 さて、平成四年二月三日、三菱石油の山田菊男社長とそれから古川副社長、及び昭和シェル石油の逸見武志社長の代理の小田一郎常務と、第一次宮澤内閣での山崎拓氏の建設大臣就任祝いの名目、赤坂の「つる中」という料亭で宴会をしたことは御存じですか。

○泉井証人 覚えております。

○西田(猛)委員 そして、先ほども証言されましたが、九二年七月七日に、貴殿は、五千万円もしくは一千万円を福岡事務所山崎拓氏に手渡ししている、これも事実ですね。

○泉井証人 はい。

○西田(猛)委員 そして、その直後の九二年十月には、三菱石油がベトナム油田開発のためにそのわずか二カ月前の九二年八月に設立したばかりの日本ベトナム石油会社、日本の石油公団が出資、融資を決定して、その石油公団から日本ベトナム石油会社への出資と融資は、合計、現在で九十五億五千万円にも上っております。その後も、あなたは、石水会の会長に就任した山崎拓氏に資金提供を続け、先ほど述べられたように資金を提供しておられたわけですか。

そこで、実は、東京国税局は本年十月十三日までに、あなたに六十五億円以上の資金を提供した三菱石油が、業転を装った所得隠しで資金を捻出し、政官界工作等のためにあなたに渡しと認定していたということを十月十四日付の読売新聞は報道しております。

あなたは、この東京国税局の認定について知っておられますか。

○泉井証人 詳細は存じておりません。

○西田(猛)委員 詳細は知らないけれども、そういう認定がなされたという報道は御存じでしたか。

○泉井証人 後で聞きました。

○西田(猛)委員 さらに、その報道いわく、三菱石油は、泉井被告への資金提供は、同社にとって有利な各種工作を依頼した報酬であり、業転の仕入れ価格の中に隠していたことなどを認めていると報道しておりますが、これは事実でしょうか。

○泉井証人 ちょっと内容が僕にはわかりませんが、事実かどうか申し上げられません。

○西田(猛)委員 最後の質問ですが、これは本年九月二十六日付の週刊ポストのインタビューにあなたがお答えになつておられることですが、あなたが「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

「そうした工作に對して三菱石油からの報酬が増えた」ということか」という質問に對して、

あなたは、「個別の依頼ごとの手数料というよりも、私が要求額を増やし、三菱石油もそれに応じるところということになってきた」とお答えになっておられます。これは事実でよろしいですね。

○泉井証人 ええ、まあ、ほぼ間違いないと思います。

○西田(猛)委員 はい、わかりました。

○松永委員長 これにて西田君の発言は終わりました。

次に、山花貞夫君。

○山花委員 民主党の山花貞夫です。

委員長のお許しをいただいて、証人に、記憶喚起のため、文書をまず示して質問をさせていたいただきたいと思ひます。

お手元にあるのは、きょうも話題となつております備忘録の三月十七日、十八日の欄でありますけれども、最初のところに「内尾検事が政治献金の件で青沼検事に三時三十分迄交代することと山崎拓への献金のことを預金通帳、ノートその他を示されて質疑があつた」等々書かれておりますけれども、この筆跡は証人のものです。

○泉井証人 はい、そうです。

○山花委員 この備忘録という文書は、証人が勾留されている際、検察官の日々の取り調べ内容などについて記憶をとどめるために、誤りなきを期すために書き続けたものと何つておりますけれども、そうでしょうか。

○泉井証人 そうです。

○山花委員 まず、取り調べの内容についてのメモの最初は、平成三年十月十四日、一億円、山崎から渡辺へととれるメモになっておりますけれども、これは、きょう幾度かお話しになりました、山崎拓議員を通じて渡辺氏に一億円を献金したというところについてのメモと読み取つてよろしいですか。

○泉井証人 はい、結構です。

○山花委員 きょう、冒頭の委員長の質問の際に、この原資はどこから出たのかということにつ

いて、まず、三菱石油、こうお答えになつて、その後、お金は私自身のものだった、こういう返答もあつたものですか、確認させていただきたいと思ふんですけれども、この一億円は、これまで幾度かあなたがお話しになつた、総裁選挙に必要だということでも献金したものでしょうか。

○泉井証人 そうです。

○山花委員 それは、あなたの方が自分で言い出して持つていったんですか。それとも、どなたからか要請があつて届けたものでしょうか。

もし後者であるとするならば、どういう要請がだれからあつたのかということについて御説明いただきたいと思ひます。

○泉井証人 何らかの機会に山崎拓氏と会食しておりましたときに、いずれにしても彼と二人で話しておつたときに、総裁選挙があつて、それに必要なのは、全国いろいろ行つたりするのに二、三十億ほど要るから、その一〇％ぐらいは何とか用意してもらえたら自分としても顔が立つんだがというふうなお話がありましたので、それはもうとても僕の方ではできませんから、一億ぐらいなら一回考へて当たつてみますと、そういうふう

に答へました。

○山花委員 その後の五千万、五千万を含めて渡辺議員に献金した二億円については、あなたの懐から出たのか、それとも三菱石油から出たのか。まず、その原資はどこから出たのかということについて、念のため、もう一遍伺つておきたいと思ひます。

○泉井証人 原資は三菱石油ですが、その前に私が立てかえるか先払いしておくかとか、その入金とか出金の前後は、時期は全く一致ではないと思ひますけれども、原資は三菱石油です。

○山花委員 三菱石油のだれにお願いをして、だれから、どういう方法であつたのかということに届けたものを献金したんでしょうか。

○泉井証人 こういったことは、当時の社長の山田さんにお話ししました。それから、商流とい

うんですか、仕事上の取引の上で私の方に利益が落

ちるといふ形でした。

○山花委員 メモについて先の質問に移りたいと思ひます。

その一億円の後に、平成四年七月七日、五千万、山崎、福岡、参議院選挙、平成五年七月一日、五千万、山崎、新大阪、衆議院の選挙、こう書いてありますけれども、これは、きょうもお触れになつた、それぞれの選挙の機会に渡辺派に対する献金として五千万、五千万を福岡、新大阪、それぞれに届けた、こういうふうに読み取つてよろしいですか。

○泉井証人 はい、それで結構かと思ひます。

○山花委員 次いで、山崎議員に関する献金についてメモだと思ひますけれども、若十日時の訂正があつて、平成四年七月十四日、一千万から一千五百万、山崎、その後、平成五年五月二日、五千万、山崎、福岡とあつて、それが一千万と修正されたように書かれております。

この金額については、現在での記憶でどちらかということについてお話しただけですか。やはりこの範囲でしかわからぬということでしょうか。

○泉井証人 この範囲内ではわからないので

す。

○山花委員 ここに、括弧の中に池井とありますけれども、これはあなたの秘書の池井さんのことですね。

○泉井証人 そうです。

○山花委員 この池井さんは、お金を運ぶときの役割を担われておつたのではないのでしょうか。山崎さんに直接届けたということなんでしょうか。この辺について伺いたいと思ひます。

○泉井証人 直接届けたというのは、僕自身……

○山花委員 いや、池井さんが……

○泉井証人 はい、そうです。これは私どもの事務所の池井が直接届けたと聞いています。

○山花委員 いずれの場合にも、あなたは領収書を求められましたけれども、領収書もらつたこととはありませんか。

○山花委員 最後の、平成七年八月十二日の一千二百万、それが一千万返してもらつたという件ですけれども、あなた、この一千二百万を渡したのならば、一千二百万返してもらえればよかつたのではないですか。なぜ一千万ということになつたのでしょうか。

○泉井証人 それは、僕、ちよつとわかりませんけれども。

○山花委員 一千万じゃなくて一千二百万としたことについて、何かやりとりがありましたか。覚えていますか。

○泉井証人 いや、僕が記憶しているのは一千二百万だと思ふのです。それでそのとき、加藤、小泉両氏と山崎さんが仲がいいので、百万ずつでもお渡しされたらあなたの顔が立つんではないんですかということをお申し添えて、僕は渡したつもりです。

○山花委員 若干別の質問をさせていただきます。

証人は、政治家に対しては献金をした。しかし、官僚に対してはお金が出さなかつた。宴會は何百遍もやつたということがいろいろ話されておりますけれども、そういう原則といふんですか、そんなお気持ちだつたといふいろいろ発言、手記に書いてありますけれども、そのとおりでしょうか。

○泉井証人 そのとおりで

す。

○山花委員 ただ、例外も幾つかあつたのじゃないでしょうか。

○泉井証人 その点で言えば、関空の服部さんの件は例外の一つであつたと思ひます。

○山花委員 例外の一つが、関空の社長に対する贈賄として問題となつていふことだと思ひますが、あの事件の中でも、金の延べ板を贈つたといふときに、延べ板は二枚買つて、一枚は関空の社長に上げて、もう一枚はほかの方に上げたのじゃないかと思ふのですか。

○泉井証人 そうです。

○山花委員 それもちよつと失敗をしたといいますが、あなたの原則に反する例外に入りますか。

○泉井証人 そうです。ただ、僕は、関西空港というのは関西空港株式会社という名前であったので、民間会社やとずつと思つてましたから、大きな初歩的な間違いを犯したと今は反省しています。

○山花委員 ただ、そのほかにも、きょうも実は一番最初に質問されました山花委員の配った文書を見て、一番最後のところに、黒田さんのゴルフ三回、接待四回等につき内容をいろいろ調べられたとか、官僚に対して何かと取り調べられたというケースもあつたのじゃなかつたでしょうか。

○泉井証人 ありました。

○山花委員 備忘録の内容をずつと見ますと、ずつと官僚に対する取り調べの経過が書いてありますね。例えば、今名前の挙がつた元資源エネルギー庁長官の黒田さんのほかにはどんなケースがあつたか、覚えていますか。

○泉井証人 どういうケースというのは、取り調べのケースですか。

○山花委員 はい。

○泉井証人 人の名前を挙げるのですか。

○山花委員 そうです。どんな方がいたかということですか。

○泉井証人 ちよつと、また騒がれてはいかぬので、できればお許し願いたいと思うのですけれども、一例を挙げれば棚橋さんなんかのことはありました。

○山花委員 棚橋さんのケースもありましたし、きょうも一部新聞に出ていましたけれども、元岡山県警本部長の方にも金品あるいは、何と云いますか、いろいろ負担をしたとか、こういうケースとか、あるいは新聞に実名が出る出ないは別として、矢野さんについてとか、そういう方についてはずつと調べられたという経過がございましたね。

○泉井証人 ありました。

○山花委員 調べられていた中で、政界と官界と芸能界と民間に分けて、全体、宴会、接待について整理をされたということを記憶していますか。

○泉井証人 はい。あつたやに思います。

○山花委員 そういう日数、金額を明示する作業をした中で、五年間で一億二千七百万円ぐらい宴会に使つておつた、こういうメモがありましたけれども、大体そんな程度ですか。もつと多いか少ないか、あなたの現在の記憶についてお話しください。

○泉井証人 僕は、多い少ないの記憶はありませんけれども、檢察の調べのときに提示された金額、数字だと思つたので、それは大体ほぼ間違いないと思つておられます。

○山花委員 質問を終わりたいと思つた。

○松永委員長 これにて山花君の発言は終わりました。

次に、春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章です。

あなたはこれまで、山崎拓氏を通して知り合つた渡辺氏と、九〇年七月にパレロワイヤルの事務所に山田氏、古川副社長を連れていつて引き合せて、ベトナムの油田開発、このお話を進めるといふことを言つていらつしやいますが、私どもの調べでは、ある関係者の話ですが、あなたが都内のあるホテルで、渡辺氏、山田氏とある通産官僚を引き合せてベトナム油田開発の話を進めた、こういう情報も聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○泉井証人 事実ではありません。

○春名委員 それでは、山崎氏との関係についてお聞きをしたいと思います。

ここに、一九九二年五月六日付のベトナムのニャンザン紙、現地紙のニャンザン紙のコピーを持つてまいりました。このコピーには、山崎氏とキエト首相が懇談しているのが載つておりました。山崎氏はこう言つておられます。遠くない将来、日本はベトナムへの直接援助を再開する、こう述べています。キエト首相は、ベトナムが現在

優先している電力、交通運輸、石油開発、石油開発という言葉もあります。石油開発や、投資を必要とする潜在力がある建設領域を紹介、こういうふうにして述べられます。ここからいって、石油の話が出てきたことは明らかだと思つたのです。

一九九二年、今の三月前の二月三日に、山崎氏と山田社長、古川副社長をセットして、建設大臣を祝つた会をお開きになつておられる、これは先ほどもおつしやうございましたが、この懇談の直後に、国際入札の結果、三菱石油が交渉相手に選定をされまして、六月十三日に十五一二鉱区の開発権を落札しているという経過があるわけであります。

あなたは、山崎氏に対して、ベトナムに行つたらODAを進めてくれとか、あるいは三菱石油のことも頼んでくれとか、そういう要請をした事実はないでしょうか。あるいは、山崎氏自身がベトナムで三菱石油のことなどを要請してくるとあなたに相談したりとか、そういう経過は、記憶はないでしょうか。

○泉井証人 双方とも、全くありません。

○春名委員 泉井証人は、引き合せて以降はわからないといふことを繰り返していらつしやいます。ただ、私たちが調べてみましたけれども、あなたがベトナム石油開発に非常に深くかかわつているのじゃないかと思つたのです。

その証拠ですけれども、私どもの調べでは、九三年十一月一日、九四年三月十四日、同六月十八日、同九月十一日、九五年三月十二日、五回にわたつてベトナムを訪問していらつしやいます。このうち、九四年六月十八日の訪問は、三菱石油の輸出を確認する二日前に行つていらつしやるわけですか。

私は、ベトナム石油開発が、私たちが調べたところでは、やはりあなたと三菱石油が一緒になつて取り組んだ大プロジェクトではないか、こういうふうにご考慮をさせていただきます。

そこでお聞きをしますが、先ほどスー・チン官房長官あての紹介状を書いてもらったというふう

に言つていらつしやいます。ベトナムに行つたときに、スー・チンさん以外にどんな人にお会いになつたか、記憶している限り教えてください。

○泉井証人 ダナン市の観光局長、次長、それからセメント会社とか、その他、これはハノイですか、ハノイとかホーチミンでいろいろの人に会いましたけれども、ちよつとお名前、ああいう名前なので忘れてしまいました。

○春名委員 日本の政治家とは、そこではお会いしていませんか。

○泉井証人 もちろん会つていません。

○春名委員 第十回の公判に証人として出廷をされた元三菱石油東京支店次長が、あなたの政治献金の原資が三菱石油の資金であつたことを認め、泉井氏が、三菱石油にこれだけ貢献したと増額を求めてきましたといふ旨の証言をされておられるわけでありまして、あなたは、原資は直接三菱石油から出してもらつたとおつしやいました。山崎氏、渡辺氏に、それを原資にして献金をされておつしやいました。

そこで、お聞きをします。

落札直後の九二年の六月の五千万円でありましたけれども、これは三菱にどういふ内容でお願いをし、三菱はどのように言つて、だれがこれに応じたのか、その中身をさちつとお答えいただけませんか。

○泉井証人 やはり、選挙で要請がありましたのでお願いしたい、そういうことだけです。

○春名委員 では続いて、備忘録の九六年十二月十三日付のことをお聞きをします。

注額の二%に当たる五百五十万円を紹介料として泉井さんに支払ったというふうにお答えになつていらつしゃいます。

そこで、お聞きをします。

九三年七月に山崎氏に一千五百万円の献金をしておられますが、この一千五百万円の中に大和工商からのこの五百五十万円も入っているんじゃないでしょうか。

○泉井証人 ちよつと詳しいことはわかりませんが、含まれているのではないかと思ひます。(春名委員「含まれている」と呼ぶ) いると思ひます。

○春名委員 以上で終わります。

○松永委員長 これにて春名君の発言は終わりました。

次に、堀込征雄君。

○堀込委員 太陽党の堀込征雄です。

証人は、山崎拓自民政調会長から、十月九日の日に、株式会社文芸春秋とともに謝罪広告と一千万円の慰謝料を求める民事訴訟を提起をされております。その訴状の内容を見ますと、事実無根としてゐるのは建設大臣就任を頼んだ部分であり、つまり、渡辺氏あての二億円なり山崎氏あての七千八百六十万円、六回の政治献金なりツケ回しなどについては、実は事実無根の訴えの対象になつてはおりません。つまり、山崎さん自身が認めた形になつてゐるわけですが、訴状の内容は検討されましたか。

○泉井証人 いや、詳しくは見ておりません。

○堀込委員 それでは、証人は、渡辺氏に山崎氏の建設大臣就任を要請したことはありますか。

○泉井証人 要請というよりもお願ひというのですか、そのような意味のことを話したことはあります。

○堀込委員 質問を変えます。

先ほど山花委員からも質問がありました。一部の報道並びに備忘録を拝見すると、自民党平沢代議士に五ないし三十万円と商品券、退官後、立候補に百万円献金した。また、岡山県警本部長の

際、ゴルフ賞品、宴会費用などを支払つたと報道されておりますし、また備忘録でも述べておられますが、間違いございませんか。

○泉井証人 全部が全部事実ではないと思ひますけれども、一部そういうことはあつたと思ひます。

○堀込委員 それでは、証人は、この山崎さんとの関係、大変深いものがあつたと思われませんが、例えば、山崎さんの口ききで赤坂芸者の小万という方に七千万円用立てて、そのうち四千万円は返つてきたけれども、三千万円は今もつて返済されてない、こういう部分がありますが、山崎さんの口ききというのはどういうことだつたのでしょうか。

また、あなたはその三千万円、税務上の処理はどのようにされたのでしょうか。

○泉井証人 電話がかかつてきまして、頼み事をするそうだから、できるだけ考えてやつてくれという要請がありました。

それと、税務上の処理は、損金として認めていただいております。

○堀込委員 終わります。

○松永委員長 これにて堀込君の発言は終わりました。

以上をもちまして泉井証人に対する尋問は終了いたしました。

御苦労さまでございました。御退席くださつて結構でございます。

次回は、来る十二月一日午前九時より委員会を開会し、銀行及び証券問題等についての集中審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

平成九年十二月三日印刷

平成九年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D